（確認記録の作成方法）

第十九条　法第六条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

［一　略］

二　次のイからルまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからルまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（へに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

［イ　略］

ロ　第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報又はその写し

ハ　第六条第一項第一号へ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はその写し

ニ　第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報又は当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報又はその写し

ホ　第六条第一項第一号チ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ニに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類又はその写し

ヘ　第六条第一項第一号ヌからヲまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

ト　第六条第一項第三号ロに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該登記情報又はその写し

チ　第六条第一項第三号ハに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該公表事項又はその写し

リ～ル　［略］

［2　略］

（確認記録の記録事項）

第二十条　法第六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

［一～四　略］

五　第六条第一項第一号ロ、チ若しくはリ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付

六　第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付

七　第六条第一項第一号ヘ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付及び半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日付

（確認記録の作成方法）

第十九条　［同上］

［一　同上］

二　次のイからへまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからへまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（ハに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

［イ　同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

ロ　第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ロに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類又はその写し

ハ　第六条第一項第一号トからリまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ハに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

ニ～ヘ　［同上］

［号の細分を五つずつ繰り下げる。］

［2　同上］

（確認記録の記録事項）

第二十条　［同上］

［一～四　同上］

五　第六条第一項第一号ロ、ホ及びヘ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ロに掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付

［号を加える。］

［号を加える。］